

目次

1. 中国知財ニュース

- 1) 中国専利統計報告
- 2) 中国専門家からの視点で見る知財
- 3) 中国知財最新ニュース

2. 気になるあのお話

特許出願件数上位企業の分析



【1】中国知財ニュース

1. 中国専利統計報告

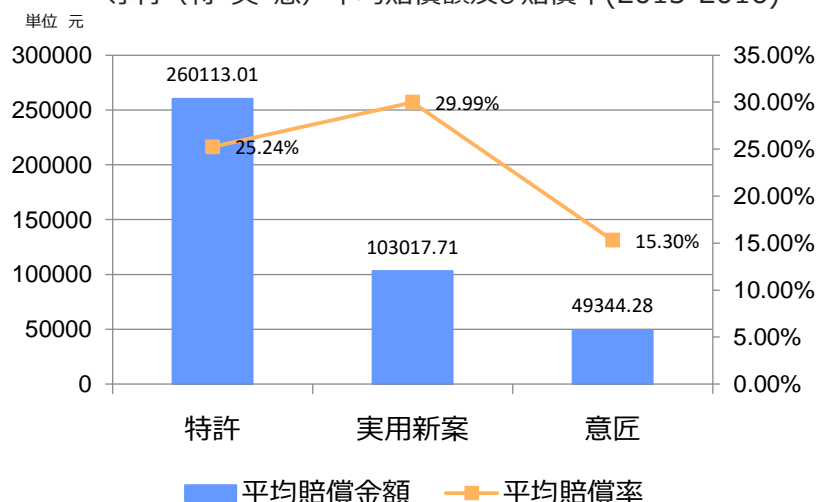
中国専利侵害損害賠償統計分析報告(2013-2016)

北京知産宝ネットワーク科技発展有限公司が、2013年1月1日～2016年11月までの中国裁判所専利侵害案件裁判文書を基に作成した統計を紹介いたします。

今回の統計に使用した裁判文書は共に15547件で、うち判決書が5572件、裁定書が9975件となっており、判決書の内一審判決が3795件、二審判決が1754件、再審判決が23件でした。

全体の賠償状況の分析

専利（特・実・意）平均賠償額及び賠償率(2013-2016)



特許の平均賠償額が一番高く、その平均賠償額は、実用新案の2.5倍、意匠の5.3倍でした。

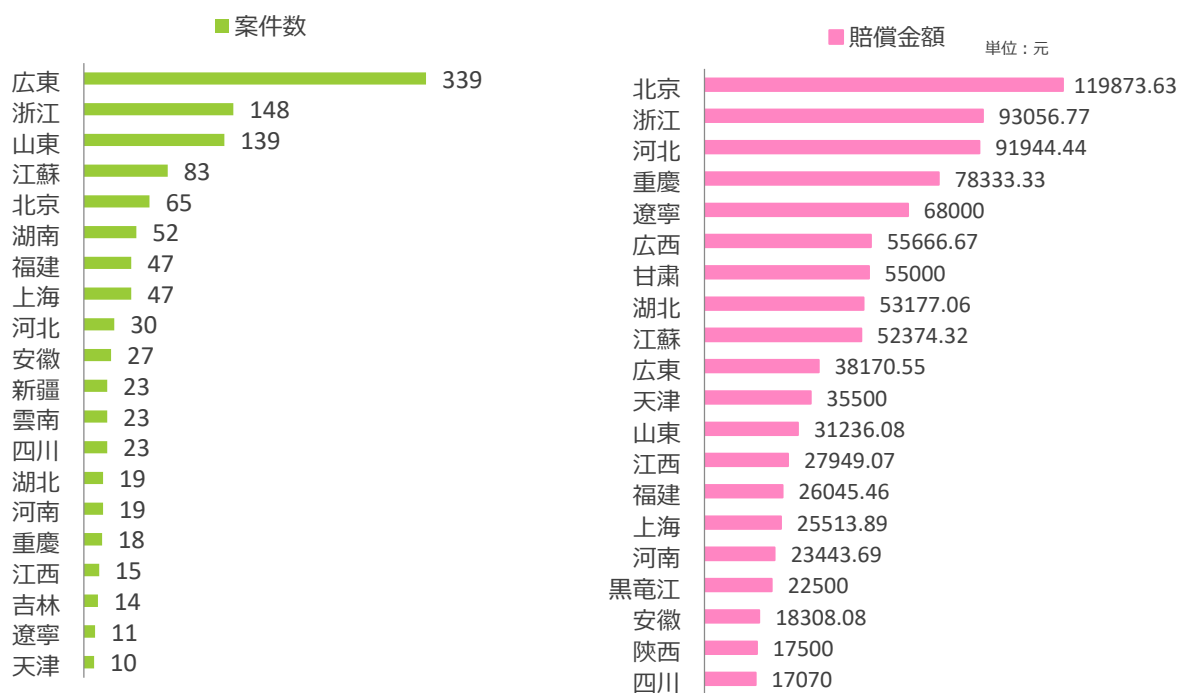
賠償率で見ると、実用新案が一番高く29.99%で、特許と比べると4.75%、意匠とくらべると14.69%高い結果となりました。

最高賠償金額・中間賠償額・最低賠償額 単位：元

	最高賠償金額	中間賠償金額	最低賠償金額
特許	50,000,000	150,000	6,000
実用新案	3,065,000	50,000	567.5
意匠	16,000,000	20,000	32.5

最高賠償金額は特許の
50,000,000元、次いで意匠の
16,000,000元でした。

販売侵害案件数及び平均賠償金額上位20地区（2013-2016）



海沿いの地区、及び経済発展地区に販売侵害案件が集中しており、最も侵害案件が多かったのは広東省で、2位の浙江省の2.3倍となっています。

賠償金額は北京市が一番高く、唯一平均賠償金額が10万元を超えました。

2. 中国専門家からの視点で見る知財

進歩性評価における公知常識と相反する技術的示唆についての判断

発行日：2016-12-26 出所：中国国家知識産権局専利復審委員会

進歩性の評価は、当業者主体で行われ、当業者の持つ知識と能力を正確に把握する必要があり、当業者の知識には、出願日又は優先権日以前の発明が属する技術分野における、全ての一般的な技術的知識が含まれる。

現在、中国の特許関連の法律には、一般的な技術的知識の意味についての共通定義がない。一般的な理解では、属する技術分野の一般的な技術的知識とは、属する技術分野における公知常識である。実際の審査実務では、保護を要求する発明と最も近い従来技術との区別される特徴が公知常識に属する場合、「三段階法」と呼ばれる進歩性判断方法を利用して進歩性判断を行うことはよくある状況である。中国の「専利審査指南」では、この状況は一般的に、従来技術において技術的示唆が存在すると考えられる状況として明確に挙げられているが、区別される特徴が公知常識に属するか否かを如何に判断するかについては、明確な説明や規定がなかった。また、従来技術に相反する技術的示唆がある場合、通常その従来技術に保護を要求する発明を得るための技術的示唆が存在しないと考えられるが、具体的な案件において、従来技術で開示されている技術的内容が相反する技術的示唆を構成しているか否かの判断基準は未だ明確ではない。本文では、上記2つの問題について議論及び分析をする。

1. 公知常識について

公知常識は、当業者に広く認知されている一般的な技術知識であり、技術的手段自体のみを指しているのではなく、技術的手段と技術的手段が技術案の中で解決すべき技術問題、あるいはそれによって奏する作用間の関係も含んでいる。区別される特徴が公知常識に属するか否かで、従来技術に技術的示唆があるかどうか判断する場合、当業者の知識、能力に基づいて、3つの項目から分析及び判断をしなければならぬ：

1. 公知常識と認定された技術的手段自体が、当業者の間で広く認知されていること。2. 技術的問題を解決するために用いられる公知常識と認定された技術的手段或いはそれによって奏する特定作用は、当業者に広く知られている、または普遍的に採用されていなければならない、特定の技術的問題或いは作用は通常、発明が実際に解決しようとする技術的問題と同様、もしくは相応していなければならない。3. 公知常識の導入において当業者にとっての技術的障害があってはならない。前記3つをすべて満たしている技術案のみが「専利審査指南」で示された従来技術に技術的示唆が存在する「公知常識」と認定される。

技術的手段自体が、当業者に広く認知されているか否かを判断するためには、通常十分な証拠を提出して証明をするか、或いは人を納得させる十分な理由で説明しなければならない。まさに「専利審査指南」で指しているように、教科書や参考書などの公知常識的証拠に記載があれば、その技術的手段が当業者にとって広く認知されていることは明らかである。発展が著しい新興技術分野においては、技術的手段は当業者に広く認知されるか、普遍的に受け入れられる可能性があり、技術更新も早く、正式に纏められないまま、一般的には科学技術文献や特許文献の中にただ記載されてしまうが、その技術的手段が広く認知されているという十分な証拠や理由説明があれば、同様に公知常識に属する。また、公知常識に属する技術的手段は、：周知の事実であり、一般的には日常生活の中での技術常識であり、本分野または汎用的な技術分野が解決しようとする技術的問題の慣用手段であり、これらの手段は広く使用されることで、本分野の公知常識となる、とされている。

特定の技術的問題の解決に用いられるか、あるいは特定の作用を奏する区別される特徴については、公知常識的証拠の中に明確な記載があれば、当業者に広く認知されていること、あるいは普遍的に採用されていることをはっきり証明することができる。明確な記載がない場合、当業者が持っている知識に基づき、区別される特徴が特定の作用を奏する、あるいは特定の技術的問題を解決できるということを知り得ることができれば、これらの知識は当技術分野の普遍的な技術知識に対する補充完備になり、当業者が広く認知する範囲にも属することになる。

区別される特徴自体の認定及びそれを用いた特定の技術的問題の解決が、共に当技術分野の広く知られる知識であった場合、その公知常識を最も近い従来技術へ導入した際の技術的障害の存在有無についても考慮する必要がある。例えば、これらの導入が最も近い従来技術の技術案に対する影響として、当業者がその技術知識及び能力範囲を超える改造を行わなければならない場合、その公知常識の導入は当業者にとって、技術的障害が存在するということになる。また、従来技術の中に相反する技術的示唆が存在して、当業者により公知常識の最も近い従来技術への導入を排除した場合、これらも通常技術的障害を構成していると思なされる。

第27267号無効宣告審査決定に係る特許案件（特許番号：ZL201320342548.5）の中で、本件特許は流体継手電動給水ポンプの改造に係る。本技術分野は、以前は大量の流体継手を採用し無段変速を実現していたが、技術の発展に伴い、全面的に変換器を使い無段変速を行えるようになり、流体継手についてもエネルギー消費量の低減を抑えるため、定速出力へと改造された。上記従来技術に基づき、更にエネルギー消費量の低減を抑えるため、本特許では流体継手の中にある、速度調整に用いられる流体システムを撤去し、歯形カップリングによって関連部品を接続させた。最も近い従来技術である証拠2の技術案では、変換器による回転速度の調整を採用し、また流体継手を定速出力へと改造している。

本特許のクレーム1と証拠2の区別は以下の通りである。

本特許は流体継手の流体システムを撤去し、歯形カップリングを採用し、前記リングギヤの回転軸と出力軸を直接接続するようにしている。証拠2では流体継手のポンプ羽根車、タービン、作動油システムは依然として残っており、単に流体継手の速度調整機能が定速出力機能に変わっただけである。

前記区別に基づき、本特許が証拠2に対して実際に解決しようとする技術的問題は：エネルギー損失を減らし、装置の電力効率を引き上げることである。

請求人は、前記区別は本技術分野の公知常識であり、教科書や技術手帳等の公知常識的証拠であると主張している。

筆者は下記にて、前記区別が本技術分野の公知常識に属しているか否かの分析及び判断を行う。まず請求人が提出した公知常識的証拠の中に記載されている流体継手及び歯形カップリングは、共に本技術分野の常用カップリングであり、本特許で採用されている歯形カップリング自体は、確実に当業者に広く認知されている常用部品である。

次に、請求人が提出した公知常識的証拠の中には、以下のような流体継手と歯形カップリングの構造及び各機能の特徴が記載されていた：

流体継手は駆動が安定しており、無負荷起動、離合、速度調整の実現に適しているが、機動出力中には動力損失も発生する。歯形カップリングは積載能力が高く、低速重負荷の機動に適している。歯形カップリングのエネルギー消費関係の状況については明確な記載はされていなかった。その上で、当業者は各クラッチの動作原理及び特徴を把握することによって、流体継手の主要因素であるポンプ油の衝突を知ることができ、摩擦と発熱による動力損失の問題についても、歯形カップリングは直接接続されており作動油が不要になるため存在しなくなる。歯形カップリングを採用することで、流体継手のエネルギー伝達損失を避けることは、当業者の持つ知識に基づきすぐに知り得ることができる。従って、エネルギー消費量を低減し、電力効率を上げるという技術的問題を解決するために用いられる歯形カップリングについて、当業者からしてみれば、広く認知されているものであるということがいえる。

最後に、証拠2で開示されている技術内容に基づき、流体継手の流体システムを歯形カップリングに交換する際、対応する位置で簡単に交換でき、他の隣接する部品の接合関係などに影響を与えない。これらの交換改造には、当業者のいう技術的障害は決して存在しない。

以上の分析から、エネルギー消費量の低減を解決するために、流体継手の代わりに歯形カップリングを採用し、電力効率を引き上げることは、本技術分野の公知常識に属すると認定される。

2.相反する技術的示唆について

従来技術に存在する相反する技術的示唆は、当業者が発明を得られることを妨げる障害の一つであり、相反する技術的示唆が存在するか否かは、従来技術における情報全般を理解した上で正確な判断をしなければならない。

従来技術における技術情報の理解については、その技術案の総合的な状況に基づき理解をしなければならない、技術案から逸脱し、その中の一つの技術的特徴のみを単独で考慮してはならない。従来技術がそれ以前の従来技術に対し改善を行う場合、ある一方面からの優勢を考慮し、属する技術分野の一つの技術的手段を選択することが、必ずしも属する技術分野の他の方面で優勢となるもう一つの技術的手段の採用を排除することで、相反する技術的示唆を構成していることを意味するわけではない。しかし、発明において、ある技術的手段を利用し別の方面での優勢を有し、従来技術における当該方面では同様又は類似の技術的手段が、優勢を有しないことを明確に指し示している場合、すなわち、従来技術と発明で、同一方面における同様又は類似している技術的手段が優勢を有しているかの有無についての概念が正反対である場合、従来技術は、その技術的手段を採用し、当該方面での優勢を獲得する可能性を確実に排除しており、相反する技術的示唆を与えていると考えべきである。

同一機能を実現するための異なる技術的手段は、異なる方面でそれぞれ利点・欠点を有している可能性があり、当事者は、異なる技術的手段の各方面での利点・欠点に対する理解に基づき、その利点を得るために、対応する異なる選択を行う必要がある。従来技術において、ある方面での利点を得るために、本特許と異なる技術的手段が選択され、同時に本特許にて選択された技術的手段を含むその他の技術的手段に、当該方面における不足が存在すると言及されていても、これらの記載は前記その他の技術的手段にその他方面で利用可能な利点を有することに影響を及ぼすわけではなく、また従来技術が、これらの技術的手段に必要な基本的機能を実現できないと暗示しているとも理解すべきではない。多くの場合、これらがいずれも必要な基本機能を実現するための選択可能な並列技術的手段であるからこそ、当業者はそれらを同列に論じる。従来技術全体から与えられる情報から見ると、当該方面での不足が当該技術的手段による必要な基本機能の実現に影響を与えず、且つ本特許の利用した利点とも矛盾せず、本特許が当該技術的手段を採用した後に、その必要な利点を得ることができるにもかかわらず、同様に従来技術に記載された不足が存在すれば、従来技術は本特許と相反する技術的示唆を構成していることにはならず、当業者に、当該技術的手段を選択して必要な基本機能を実現し前記利点を得る可能性を排除させる。

上記案件では、証拠2において「流体継手を増速ギアボックスに交換する必要がなく、流体継手内部の一部を改造することにより、流体継手の速度調整機能を定速出力機能に変更する」と言及しているが、証拠2全体から得られる情報からすると、定速出力機能が実現できるという前提の下、証拠2が選択した改造方式は、元の電動給水ポンプに対する改造範囲をできるだけ小さくするという優勢の考慮に基づくものである。当業者にとって、「増速ギアボックスに交換する」という方案を選択しない原因は、定速出力の基本機能を実現できないからではなく、元の電動給水ポンプに対する変更が比較的大きいからであるということが明らかである。当業者は、ギアボックスが定速出力の基本機能を実現でき、且つエネルギー消費量を更に低減できるという優勢を有していることを知っている。そのため、当業者は、流体継手の流体システムを定速出力の歯形カップリングに交換することにより同様の定速出力機能を実現でき、且つ交換後に歯形カップリングが流体継手に対する利点を有することを合理的に予測できる。従って、証拠2全体から得られる情報に基づき、当業者は、歯形カップリングのような改造方式を選択し、定速出力機能を実現する可能性を排除する必要がなく、総体的に本特許の構想と相反する示唆を与えるわけでもない。

中国知財関連ニュース

1月4日商標局より「商標審査及び審理基準（改正）」が公布

⇒こちらの改正では、音商標の審査基準についてなどが新たに追加されました。

1月7日最高人民法院より「商標権利授与・確認行政事件の審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」が公布（施行2017年3月1日）

⇒商標権に係る行政案件を適切に審理するため、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国行政訴訟法』等の規定に基づき、裁判上の実践を考慮し制定された規定です。

2016年、国家知識産権局の専利受理案件が346万件超え

中国国家知識産権局が2017年1月に発表したデータによると、2016年の専利（特・実・意）の申請は346.5万件で、前年比23.8%増、うち特許申請は133.9万件で前年比21.5%増となりました。

2016年の特許結審案件は67.5万件、PCT国際出願の受理件数は4.5万件、国内の有効特許所有率は延100万件を突破し、人口1万当たりの保有特許は8件、保有率の一番高い北京市では人口1万人当たり76.8件の特許を有している結果となりました。

専利行政執行案件は4.9万件で前年比36.5%増、専利抵当融資額は436億元にのぼり、国家知識産権局が規定する「企業知識産権規範」を遂行する企業は1.8万社となり、知的財産権における優良企業が急速に増加していることがわかります。

出所：<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201701/20170100120899.shtml>

中国商標評審委員会、商標評審決定書及び裁定書を開示へ

中国商標評審委員会は2016年12月より、商標評審委員会の業務の透明化を更に図るため、毎月ランダムで一部の商標評審の決定書及び裁定書を開示していくことを発表しました。開示する文書の数を徐々に増やしていき、最終的にはすべての決定及び裁定の即時開示を実現させる予定です。

文書の開示を行うことで、審査基準を統一させ、公平且つ公正な審査を推し進め、悪意による登録等の抑制にも繋げていくとしています。

出所：<http://www.saic.gov.cn/spw/psws/>

米GPNEが深センにてアップル等を提訴、賠償請求額は過去最高の9億元

近日、深セン市中級人民法院にて、iphone 及びipadが提訴された特許侵害案件に対し、損害賠償請求額が1億2900万ドル、人民元9億元（日本円約154億円）まで引き上げられました。この金額は中国国内の知的財産侵害賠償請求額の最高金額となります。提訴したのは、米アップル同様のアメリカ企業GPNEで、アメリカ本土においても同様の訴えを起こしています。

当案件は、2013年より深セン裁判所で裁判が開始され、原告GPNEは、米アップルの他にも中国企業5社に対し、特許侵害の訴えを起こしていました。

GPNEは、被告に対しiPhoneの製造、販売、輸入、侵害商品の在庫破棄及び、当専利方法の使用停止を求めていました。GPNEは、複数の携帯電話ネットワークを結ぶ通信技術に関する特許を保有しており、過去にもモトローラ、サムソン、LG、シャープ、ソニーエリクソンなどに対し裁判を起こしており、和解をするとともに世界的な特許ライセンス協定を結んでいます。

出所：goo.gl/kwLW7S

【2】気になるあの話題

専利大国中国で出願件数上位を占める企業とは？

さて、先のニュースでもご紹介しましたが、2016年の中国専利（特・実・意）データが公表され、専利出願件数は346.5万件と、前年の出願件数を超え、出願件数の最高記録を更新しました。

そこで今回の気になる話題では、果たしてどのような企業が出願件数で上位を占めているのかご紹介したいと思います。

2016年中国特許出願件数上位10社

(香港・マカオ・台湾除く)

順位	社名	2016年の特許出願件数	2015年の特許出願件数
1	華為技術有限公司 (Huawei)	4906	3216
2	中国石油化工股份有限公司 (SINOPEC)	4405	4372
3	樂視控股(北京)有限公司 (LeEco)	4197	ランク外
4	中兴通訊股份有限公司 (ZTE)	3941	3516
5	広東欧珀移動通信有限公司 (OPPO)	3778	3338
6	京東方科技集团股份有限公司 (BOE)	3569	1228
7	珠海格力電器股份有限公司 (GREE)	3299	1981
8	北京小米移動軟件有限公司 (Xiaomi)	3280	3183
9	努比亞技術有限公司 (nubia)	2912	ランク外
10	國家電網公司 (STATE GRID)	2784	6111

出典：国家知識産権局

前回のニュースレターをご覧いただいている方はすでにお気づきかもしれませんが、前回気になる話題でご紹介した、スマホメーカーが実は特許出願でも上位に入ってきています。今回のランキングの中では、Huawei, LeEco, ZTE, OPPO, Xiaomi, nubiaの実に6社がスマホ等の最先端技術を扱っている企業になります。

また昨年上位にランクインをしていた、STATE GRID（送電関係）、SINOPEC（石油関係）が出願件数を落としている中、スマホや通信系の企業については、いずれも出願件数を伸ばしています。

特に第3位にランクインしたLeEcoについては、2015年のランク外から大きく出願件数を増加させました。最先端のスマートフォンやインターネット動画配信サービス、自動車製造などを行っている企業で、2016年11月には正式にアメリカ市場に参入し、今後アメリカでの販売展開を強化していく予定です。

業界内での競争が激化するなか、特許権における紛争も激化しています。中でもHuaweiとZTEについては犬猿の仲といわれるほど、双方に対する訴訟を繰り返していましたが、2016年11月、北京最高裁において、すべての訴訟を取り下げ和解し、今後中国国内において双方及びその関連会社に対する訴訟は一切行わない、という協定を結びました。

中国企業の特許出願が、どのような方向に向かっていくのか、今後も引き続き注目していきたいと思います。

